

# 市貝町事業継続応援金

町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小・小規模事業者、個人事業主の皆さまを対象に、最大30万円の緊急的な助成を行い、事業者の皆さまの事業継続、経営安定化を応援します。

## ◆ 交付の要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1～12月のいずれかの月の売上が、前年同月比で20%以上50%未満減少していること。(※1, 2)

※1 前年に比べて売上が減少した当該月を「対象月」といいます。

※2 ただし、50%以上減少している月がある場合は、町の対象にはなりません。国の持続化給付金の活用を御検討ください。

## ◆ 対象の事業者

次のすべてに該当する法人、個人事業主が対象になります。

- ・ 法人の場合は、市貝町内に本社、本店などの主たる事業所を置いていること。  
個人事業主の場合は、主に市貝町内で事業を行っていること。
- ・ 申請日時点で事業を行っており、今後も継続する予定であること。
- ・ 確定申告もしくは住民税申告を行っていること。(※3)

※3 創業から1年に満たない事業者は、確定申告を行ってなくても対象になります。  
ただし、申請日時点で3か月以上事業を継続している事業者に限ります。

## ◆ 助成内容

売上減少率	20%以上50%未満	
助成上限額	法人	個人事業主
	最大30万円	最大20万円

## ◆ 助成額の計算方法

助成額＝前年総売上（事業収入）－（対象月の売上×12か月）以内

- ・ 創業から1年に満たない事業者の場合

助成額＝（創業からの平均売上×12か月）－（対象月の売上×12か月）以内

## ◆ 申請方法

「市貝町事業継続応援金交付申請書」（様式第1号）に記入の上、次の書類を添えて、町企画振興課商工観光係あてに令和3（2021）年1月29日までに申請をお願いします。

- ① 売上の状況を示した書類  
「売上高計算書」（様式第2号）  
令和2（2020）年1月から申請日前月までの売上高のわかる資料（帳簿等）の写し  
令和元（2019）年1月から12月までの売上高のわかる資料（帳簿等）の写し
- ② 対象月の前年度の確定申告書類等の写し  
【法人】 法人事業概況説明書（該当項目すべて）  
【個人事業主】 所得税申告書B第一表、及び収支内訳書（決算書）の控え  
※所得税の申告が必要ない方は、住民税の申告書及び収支内訳書の控え
- ③ 創業1年未満で税務申告をされていない事業者（開業したことのわかる書類）  
【法人】 会社概要、登記事項証明書の写し など  
【個人事業主】 開業届の写し、パンフレット など
- ④ 本人確認書類（個人事業主の方のみ）  
運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、住民票のいずれかの写し
- ⑤ 同意書兼宣誓書  
「同意書兼宣誓書」（様式第3号）
- ⑥ 請求書  
「市貝町事業継続応援金交付請求書」（様式第6号）
- ⑦ 提出書類一覧  
「提出書類一覧表」（様式第4号）にチェックの上、申請書類と併せて提出

## ◆ 注意事項

- ・ 1事業者につき、町の助成金への申請は1回限りとします。
- ・ 国の「持続化給付金」を申請した事業者は町の助成金を申請することはできません。
- ・ 宗教活動や政治活動に関する費用は助成対象になりません。

## ◆ 国の持続化給付金について

売上高減少率が50%以上の事業者の方は、国の持続化給付金の対象となります。

相談ダイヤル 中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183

## ◆ お問い合わせ

市貝町企画振興課商工観光係 TEL 0285-68-1118